北海道

観光振興を目的とした新税の検討【論点整理】

北海道経済部観光局

目　次

1　新税導入の必要性

2　今後の観光施策の方向性

3　新税の使途イメージ

4　新税を原資とした財源の活用方法

5　新税の枠組み（前回の検討経過の振り返り）

6　新税の導入スケジュール

1　新税導入の必要性

【ポイント】 今なぜ、観光振興を目的とする新税の導入が必要なのか

（１）　観光振興のための安定的財源の確保

人口減少、少子高齢化が進む中、将来にわたり道税収入の大幅な増加は期待できず、一般財源のみでは、高度化・多様化する観光ニーズに対応した施策展開が困難。

⇒ **一般財源に加え、新税による安定的な財源確保が必要**

（２）新税導入による観光振興の好循環

安定財源のもとで効果的な施策展開を図ることで、観光消費が増加し、それに伴って税収も増加。

⇒ **さらに質・量ともに充実した施策展開が可能**

本道観光の飛躍的な成長と
持続的な発展のための新税導入

歳入に占める道税の割合推移

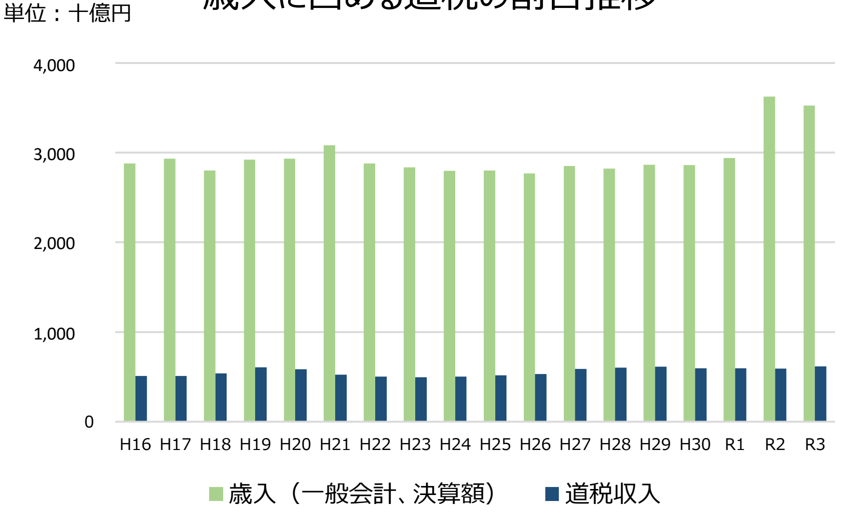

2　今後の観光施策の方向性

【ポイント】 中長期的な視点から本道がめざす姿とそのために進めるべき施策の方向性

コロナ禍以降の社会経済情勢の変化

- 感染症や国際情勢の変化など リスク管理に対する重要性の高まり
- 少人数、滞在型、コト消費といった旅行形態の転換
- デジタル化やカーボンニュートラルなどの社会的要請の高まり

北海道観光が将来的にめざす姿（第5期北海道観光のくにづくり行動計画）（R3.11策定）

オンリーワン！自然・食・文化を活かした観光地

HOKKAIDO LOVE!、ATWSを契機とした欧米認知度の向上　など

いつでも！どこでも！何度でも！

繁閑差・地域偏在の解消、旅マエ・旅ナカ・旅アト消費の拡大　など

誰もが安全・安心・快適に滞在

ハードとソフト両面における安全・安心の確保

観光地間を快適に移動できる二次交通　など

持続的な観光関連産業の発展

観光公害への対応と地域住民による観光産業への理解

新たな感染症や災害など不測の事態への強い対応力　など

高度化・多様化する観光ニーズを踏まえ、重点的に進めるべき施策の方向性

1　観光の高付加価値化

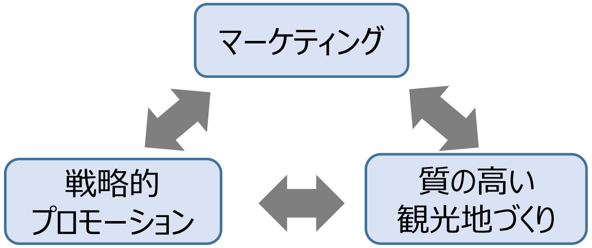

2　観光サービスの充実・強化

○ 観光人材の育成・確保

○ 観光産業の体質強化

○ 観光客の利便性向上

3　危機対応力の強化

感染症や大災害など不測の事態に備えた対応力の強化

3　新税の使途イメージ①

【ポイント】 新税を活用して実施する施策の基本的な考え方

基本的な視点	考 え 方
合目的性	○ 目的税の性質に即し、**観光振興のための施策に特化** ○ 納税者、特別徴収義務者の**負担に見合う便益の享受**
広域性	○ 市町村が講じる施策との適切な役割分担のもと、 ・ **北海道全域を対象とする施策** ・ 市町村の区域を越える**広域的な施策** ・ **北海道全域に効果が及ぶモデル性の高い施策** に特化
新規性	○ **新たな行政需要、高度化・多様化する観光ニーズに対応するための施策** ○ デジタル化やカーボンニュートラルなど、**時代の要請に対応するための施策**

3　新税の使途イメージ②

【ポイント】 前回の検討状況を踏まえた使途の方向性

■前回の検討における税の使途　R2.2月作成

(仮称)観光振興税について（たたき台）

既存事業	既存事業と税を活用した事業
観光地づくり	観光地づくり ○アドベンチャートラベル･コンテンツ造成 ○交通拠点からの二次交通の環境改善 ○広域着地型プロモーション ○地域周遊環境の整備 ○文化施設等の魅力向上 ○観光施設のバリアフリー化
受入体制の整備	受入体制の整備 観光人材の確保 ○宿泊・観光業でのインターンシップ ○海外観光人材マッチング ○幅広い国や地域の観光客に対応できる人材の養成 ○地域共同従業員寮の整備 ○本道の優位性を活かした地域ガイド人材の養成 旅行者の安全・安心 ○観光客緊急サポートステーションの全道展開 ○情報発信基盤サイトの構築 ○医療機関の外国人対応 ○旅行者の避難所整備等
誘客促進（プロモーション）	誘客促進（プロモーション）

コロナ禍以降の社会経済情勢の変化などを踏まえた

使途の再検討が必要

重点的に進めるべき施策の方向性

1. **観光の高付加価値化**
2. **観光サービスの充実･強化**
3. **危機対応力の強化**

3　新税の使途イメージ③

【ポイント】 重点的に進めるべき施策の方向性に即し、新税を活用する施策のイメージ（例）

重点的に進めるべき施策の方向性	新税を活用して実施する施策のイメージ（例）
1 観光の高付加価値化	
マーケティング	・デジタル技術(アプリやビッグデータ等)を活用した観光客の行動履歴等の分析 ・国内外拠点のアンテナ機能強化　等
マーケティングに基づく戦略的プロモーション／質の高い観光地づくり	・新たな観光需要に応じたテーマ別観光(ワインツーリズム・ケアツーリズム等)の推進 ・デジタル技術を活用した先進的プロモーションの実施 ・アドベンチャートラベルの普及拡大（コンテンツ造成＋プロモーション）　等
2 観光サービスの充実・強化	
観光人材の育成・確保	・世界基準に対応した質の高いガイドの育成 ・広域連携ＤＭＯにおける専門人材の育成　等
観光産業の体質強化	・宿泊施設など観光関連施設におけるデジタル化・ユニバーサル化・省力化 ・外国人材を含めた多様な人材の確保・定着、雇用環境整備　等
観光客の利便性向上	・交通拠点と観光地、観光地間の二次交通のシームレス化 ・観光案内・情報発信機能の多言語化、アクセシビリティの強化　等
3 危機対応力の強化	
感染症や大災害など不測の事態に備えた対応力の強化	・需要激減時の旅行割引・集中プロモーション等のための財源積み立て ・災害時における外国人への案内機能の整備　等

3　新税の使途イメージ④

【ポイント】　使途に照らして必要となる財源の規模

一般財源による施策

本道観光の振興に必要なベースとなる取組

（参考）令和５年度観光局予算（道費）
１８億円
（コロナ緊急対策除く）

＋

新税による施策

新たな行政課題等に対応するための新規・拡充施策

1. 観光の高付加価値化
2. 観光サービスの充実・強化
3. 危機対応力の強化

→

施策効果による観光消費の拡大など

↓

本道経済の成長に貢献

中長期的な視点から効果的な施策展開を図っていくためには、

一般財源に加え、**少なくとも年間数十億円規模の財源が必要**

4　新税を原資とした財源の活用方法

【ポイント】 観光振興に特化した取組に充当することを明確にするため、基金の創設を検討

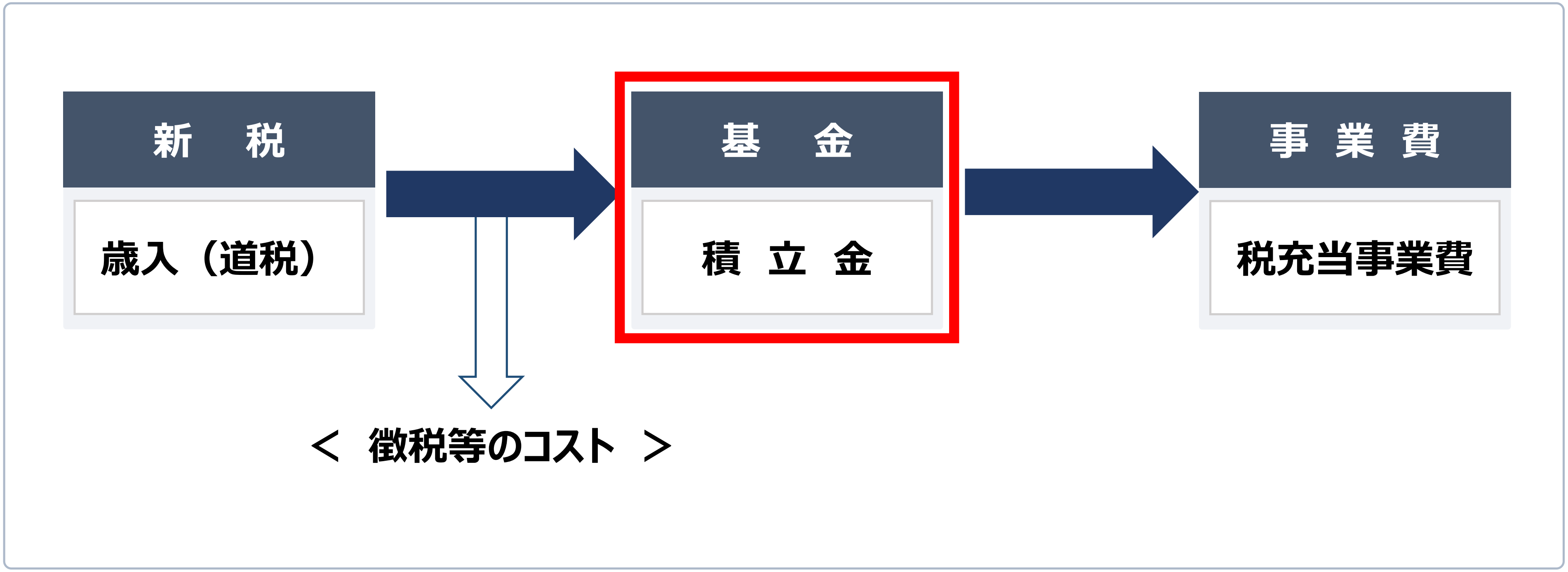

<u>行政需要に応じた計画的な財源の充当と、危機対応財源としての積み立てが可能</u>

5　新税の枠組み（前回の検討経過の振り返り）

【ポイント】 コロナ禍前の検討経過を踏まえた、望ましい税制度の検討

■検討の視点

○　前回の検討経過を踏まえ、
課税客体、税額、課税免除などの税の枠組を再検討するとともに、市町村税との調整のあり方について検討

■前回の検討経過の振り返り

（１）課税客体

区　分	検　討　経　過	
	メリット	デメリット
宿泊行為に対する課税 **（宿泊税）**	○　宿泊行為は観光目的の比率が高く、滞在期間に応じて、**概ね受益に見合った負担を求めることが可能**。	○　道と市町村で課税する場合は、**重税感が生じないようにすることが必要**。
入域行為に対する課税 **（入域税）**	○　入域手段（航空機、新幹線、フェリー）が限られていることから、本道の地理的条件を活かした課税が可能。	○　入域者のうち観光目的の割合は低く、特に、入域する**道民は専ら帰宅行為**であり、観光振興を目的とする**受益に見合った負担とならない**。 ○　**移動手段によっては、入域の行為を確認する方法が困難**。

5　新税の枠組み（前回の検討経過の振り返り）

（２）税額の設定方法

区　分	検　討　経　過	
	メリット	デメリット
定額制	○　受益と負担の関係を考慮すると、定額制の方が理解を得やすい。 ○　全道域での課税として考えた場合、**仕組みとして簡素で判りやすい**。	○　**低価格の宿泊ほど、税の負担感が増す。**
定率制	○　**担税力に応じた負担となり得る**。 ○　付加価値の向上による税収の増加が期待できる。	○　食事料金やサービス料金等を控除した上での算出など、**徴収を担う宿泊事業者の事務負担が大きい**。

5　新税の枠組み（前回の検討経過の振り返り）

（３）課税免除

区　分		検　討　経　過	
		メリット	デメリット
免税点	な　し	○　**料金にかかわらず、行政サービスは一律に享受していることから受益と負担の関係が明確**。 ○　一定額の課税であり、徴収事務が簡素。	○　比較的低価格で宿泊する者への配慮が困難。
免税点	あ　り	○　比較的低価格で宿泊する者への配慮が可能。	○　**日々の料金変動により納税者や宿泊事業者に混乱が生じやすく、徴収事務が煩雑**。
個別免除	修学旅行等の学校行事	○　**教育的観点からの配慮が可能**。 ○　入湯税でも課税免除となっているケースが多く、理解されやすい。	○　学校長等の証明による周知の徹底が必要。
個別免除	入院看護	○　観光目的ではない宿泊に対する免除が可能。	○　入院看護に伴う宿泊行為であることの**公的な挙証が困難**。 ○　宿泊税の先行導入自治体においても例がない。
個別免除	道　民	○　道民が宿泊者数の４割を占めるという、北海道の地域特性を鑑みた免除が可能。	○　税制に関する**国の通達等から**、宿泊行為に対する課税である以上、**公平性の観点から道民であることをもって課税対象外とすることはできない**。

5　新税の枠組み（前回の検討経過の振り返り）

（４）宿泊税（定額制）を基本とした制度案（道より３つの案を提示）

	１案	２案	３案
制度概要	１人１泊　200円 ただし、市町村が宿泊税を導入する場合は道税を原則100円とし、市町村税と合わせて200円を基本的な税額とする。 ※先行導入自治体においても道税を100円とする 道税 **200円** ／ 市町村税100円 ＋ **道税100円**	１人１泊　200円 ただし、市町村が独自に宿泊税を導入する場合は道税を原則100円とし、市町村税はそれぞれ条例を定めて使途に見合った税額を設定 道税 **200円** ／ 市町村税α円 ＋ **道税100円**	<u>１人１泊　100円</u> 市町村が独自に宿泊税を導入する場合はそれぞれ条例を定めて使途に見合った税額を設定 道税**100円** ／ 市町村税α円 ＋ **道税100円**
メリット○ デメリット▲	○　税額の地域格差なし ▲　市町村ごとの財政需要に見合った税収確保が困難	○　課税自主権の尊重 ▲　税額の地域格差が生じる	○　課税自主権の尊重 ○　**<u>納税者の負担軽減</u>** ▲　税額の地域格差が生じる
非課税事項	・　宿泊料金にかかる免税点なし ・　修学旅行等の学校行事のみを課税免除		

前回の懇談会では、「**第３案が望ましい**」との意見をとりまとめ

主な意見

○　地域で異なるさまざまな課題に対応する**<u>市町村には、それぞれ条例を定めて使途に見合った税額を設定することが望ましい</u>**。

○　**<u>市町村税を含めた納税者の負担を考慮すると、道税は全道一律１００円が妥当</u>**。

5　新税の枠組み（前回の検討経過の振り返り）

【ポイント】 税収規模の妥当性

■前回の検討における第３案（１人１泊　原則100円）を採用した場合の税収規模

令和元年度宿泊客延べ数

3,620万人

道観光局　観光入込客数調査

×

税　率

１００円

第３案
全道一律　**定額制100円**の場合

＝

１年あたり
約３６億円
税収見込額

※徴税等に係るコスト分を含む

5　新税の枠組み（前回の検討経過の振り返り）

【ポイント】 宿泊税導入(検討)市町村との調整のあり方

■第３案（１人１泊　原則100円）を採用した場合の導入のイメージ（道税＋市町村税）

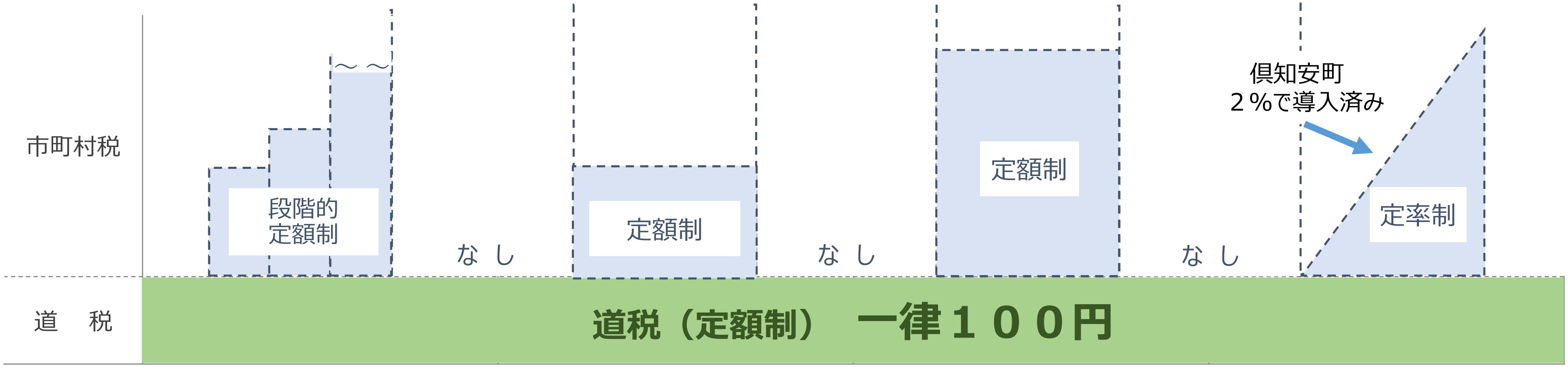

道及び市町村がそれぞれの行政需要（使途）に照らして税額を設定するものであり、**納税者や宿泊事業者の皆様に対し、地域によって税額が異なることへの十分な説明とご理解を得ていくことが必要**。

【市町村と調整すべき事項】

納税者や徴収のご協力をいただく事業者の理解が得られるよう、次の事項について調整を行うことが必要。

① 使　　途　⇒　基礎自治体と広域自治体の役割分担に即した使途の設定
② 課税客体　⇒　統一する方向（現時点ではいずれも宿泊税で統一）で調整
③ 税　　額　⇒　納税者の負担感、徴収事務の簡素さなどを考慮した税額設定となるよう調整
④ 課税免除　⇒　地域の特殊事情は考慮しつつ、できる限り足並みを揃えるよう調整
⑤ 導入時期　⇒　地域の特殊事情は考慮しつつ、できる限り足並みを揃えるよう調整
⑥ 徴収事務　⇒　徴収事務の負担軽減が図られるよう、徴収方法を調整

6　新税の導入スケジュール

【ポイント】 新税導入に至る道筋とスケジュール設定の考え方

■導入に向け今度想定される手続き

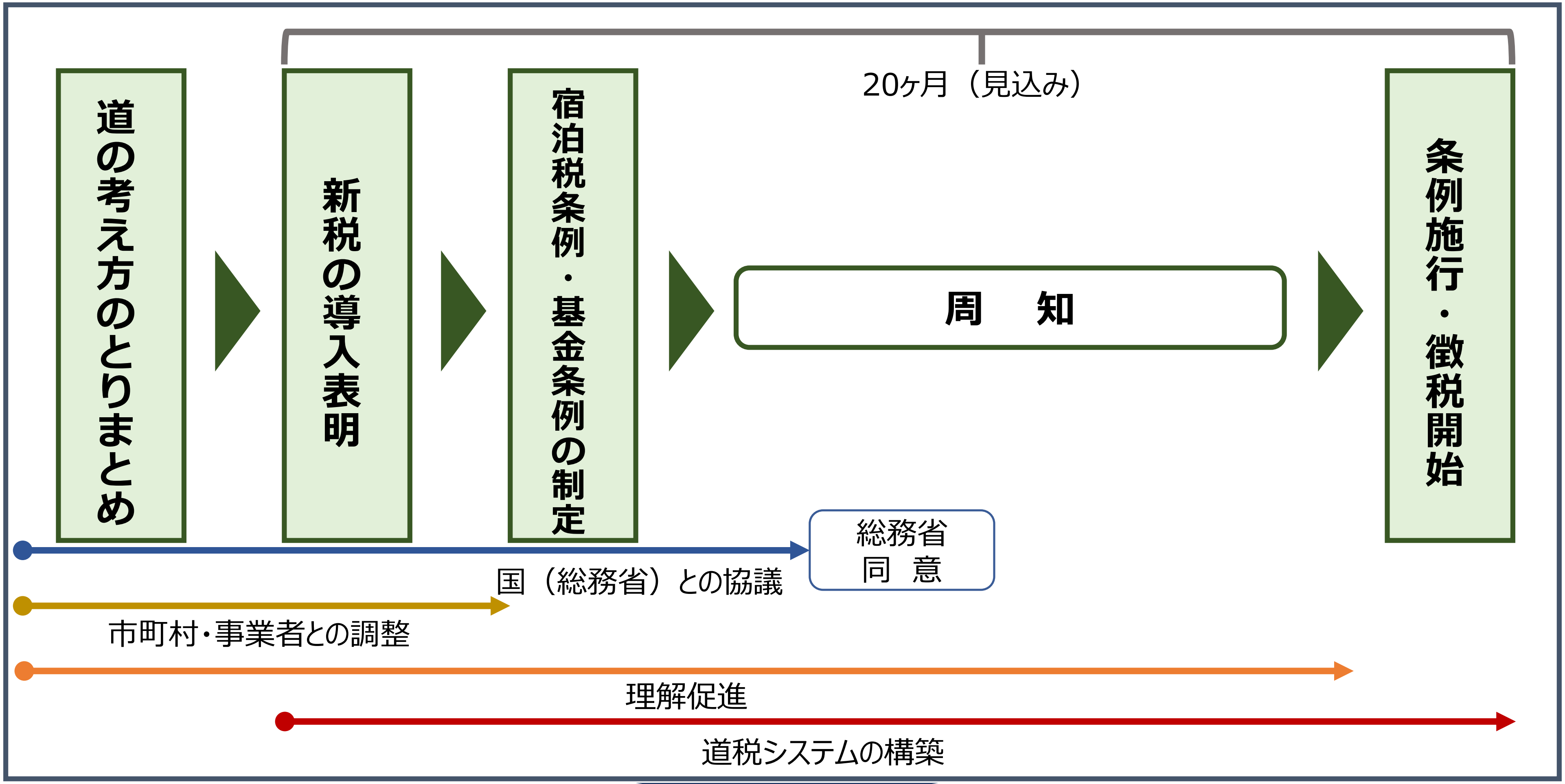

今後、導入時期を見据えた計画的な取組が必要